

研究計画実施における人権の保護と肖像権の取り扱いに関する指針

本指針は、東洋文庫の「研究倫理規約」、とくにその第 5～8 条を補完するものであり、研究者が研究を実施するにあたって人権の保護および肖像権の取り扱いについて留意すべき事項等を示し、研究対象者の人権を擁護するとともに、研究の円滑な推進に資することを目的とする。

【1】研究対象者に対する説明責任

①研究者の説明責任

研究者は、個人情報や、個人のデータ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明しなければならない。

また、研究者は、個人情報や個人のデータ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

②研究対象者からの同意

研究実施者が、個人情報や、個人のデータ等を収集・採取するときは、原則として、書面、その他の方法により、事前に研究対象者の自由意思に基づく同意を得なければならない。

- ア) 「研究対象者の同意」には、個人情報や、個人のデータ等の取扱及び発表の方法などに関わる事項を含むものとする。
- イ) 研究者は、研究対象者から当該個人情報や、個人のデータ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- ウ) 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、研究対象者に代わり同意をすることのできる者から同意を得なければならない。
- エ) 研究者は、研究対象者等からの同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。ただし、研究対象者等が同意を撤回したときは、速やかにその情報やデータ等を廃棄しなければならない。

③説明責任の例外

研究対象者に対し、事前に研究の真の目的を知らせることにより、当該研究の実施が不可能になる場合、又は当該研究の価値を著しく損ねる場合は、次に定めるとおり取り扱うものとする。

- ア) 研究遂行上の必要性から、研究対象者に研究の真の目的を説明できない場合には、事後速やかに研究対象者に研究の真の目的を説明し、同意を得る。
- イ) フィールド研究等において、研究対象者に事前に調査の目的を説明し、同意を得ることが研究対象者との自然な関係の構築に妨げとなり、研究遂行に影響を及ぼす恐れがある場合には、研究開始後できる限り早い段階(遅くとも調査結果の公表前)に、研究対象者に研究の真の目的を説明し、同意を得る。

【2】肖像権の取り扱いに対する責任

①撮影の許可

- ア) 研究実施の過程で写真・ビデオの撮影を行う際には、その後の使用（公表）の有無を問わず、必ず被写体となる人物から撮影することについて事前に同意を得るものとする。
- イ) 写真・ビデオの撮影を行う際には、撮影された写真・ビデオの使用目的、使用方法、媒体（著書・論文・ウェブサイト・パンフレット・チラシなど）及び使用期間について十分な説明を行うとともに、許可を得るものとする。
- ウ) 被写体となる人物から上記の各同意を得る際には、可能な限り文書による同意を取得するものとする。口頭での同意による場合には、複数で対応するようにし、できる限り、被写体となる人物から許可を得たときの状況を報告書の形で記録に残す。
- エ) 特にネガティブなイメージの具体例として、またはそれを連想させる表現として第三者に公開する際には、被写体となる人物の方の心情を十分考慮し、かかる表現方法について十分に説明するとともに、事前に文書での許可を得た上で慎重に使用するようにする。

【3】研究成果公開時における責任

①研究成果公開時の配慮事項

- ア) 研究者は、過去に取得された個人データを含む資料や写真・ビデオ等を新たに公開する際にも、原則として、当該データが【1】、【2】の各条項で示されたものと同様な説明・同意と配慮がなされた状態で取得されたものであるかを確認しなければならない。
- イ) とりわけ、データにおいて、特定の政治的立場・民族的立場・遺伝性の病歴・犯罪歴・歴史的な被差別集団や地域等、公表によって個人ないしその子孫に相応の身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、公開には特段の配慮を行わなければならない。

②研究成果公開時の対応

- ア) 上記①において、研究対象者や被写体からの同意が確認できない場合、また通常の方法での公開により支障が生じると判断された場合、データの公開に際して、下記のような配慮を行うものとする。
 - * 非公開とする。
 - * 公開範囲を限定する等の方法で公開する。（館内限定での公開、など）
 - * 厳重なアクセス管理のもとで公開する。（事前申込の研究者のみ閲覧、など）
 - * 該当部分をマスキングした上で公開する。

以上

(2021年9月21日施行)